

## 「徳島県主要農作物等種子条例(案)」に係るパブリックコメント御意見一覧

No.	御意見の趣旨
1	<p>中山間地における、伝統的な、また多様な食文化や地域の暮らしに不可欠で貴重な遺産として絶やすことなく、次世代に種子を継承することが大切であると考えます。</p>
2	<p>①農業支援センターで種子の保存に取り組めるようにすべきである。          ②農業の知識を持った人が参加する審議会を設置するよう、条例に追加して下さい。          ③予算がないとやりたくてもやれないこともある。財政措置を「努める」でなく「講ずる」にして下さい。</p>
3	<p>私は板野郡板野町の中山間部で露地野菜（主にブロッコリー）と果樹を栽培する認定農業者です。種子法に関連する米、小麦、大豆も栽培しています。海外留学、5年間の教員生活、早期退職して就農、子育て世代という立場から種子法条例への意見を述べたいと思います。</p> <p>まず、徳島県主要農作物種子条例（案）の前文について          前文を拝見し、徳島への誇りを感じます。徳島の古称「阿波」が雑穀の粟に由来すると聞きます。にし阿波傾斜地農耕システムの世界農業遺産登録されたことを評価し、雑穀を主要種子として認定している点、素晴らしいと思います。藍についてもしかり、素晴らしい。</p> <p>続いて、「県民の理解の促進」についての10条          10条も素晴らしいと思います。私は種子条例制定を求める「種子を守る会・徳島」の会員として、種子法について学び、署名を集め、議員さんをお願いに行ったりしました。その中で、非農家の人は生きるのに必要な食を生み出す農業についてよく知らないことに気づきました。また、農業を営む議員さんのもつ農業への危機感にも気づきました。その危機感とは議員仲間にまず農業をしている人が少ないので農業の問題に関心を得られない、土地の価値が減っている感覚、中山間地域の農地は切り捨てられていくのではないか、子供が後継者とならない、後継者もいないなどです。この条文を活かし、どう県民に理解を促進するか考えていきたいと思いました。学校給食が私世代の米飯給食週1回から、現在はパンが週1回と反転していること、その米飯給食に地元のコメが使われていることなど、学校給食も理解促進に活用できるのではないのでしょうか。</p> <p>3条～9条について          種子を守る会・徳島での学びの中で、アメリカでは大企業の大豆、トウモロコシなどの種子の独占率が上がり、遺伝子組み換え種子が流通するのと同調して、種子の価格は上がっていると知りました。さらに、子供の発達障害や糖尿病、がんなどが増えているそうです。これは子育て世代として、また、健康な生活を望む一般人としても気になります。そして、そのアメリカでも主食である小麦の種子は政府が価格が上がらないよう保護しているそうです。反対に日本は主食のコメを企業の競争原理の中にゆだねようとしていることに、危機感を感じ</p>

ます。

- ・米は主食という、自覚の中、第4条（県の責務）、第5条（種子生産計画）を遂行してほしいと思います。
- ・推奨品種を選定するとき、遺伝子組み換え、ゲノム編集種子は選定しないことを求めます。

#### 11条（財政上の措置）について

以上のようにコメの生産は大切です。それなのに徳島県は日本内で群を抜いた低予算で種子法関連事業が運営されていると知りました。予算をきちんと確保し、「講ずるよう務める」ではなく「講ずる」としてください。

#### 第2条（定義）について

(1)主要農作物を稲、大麦、裸麦、小麦および大豆をいう、とされています。

次は小麦と大豆の生産者としての意見です。

まず、徳島が麦と大豆栽培にあまり適していないとは思いますが、種子法条例に引き続き、麦と大豆を入れてくれることを歓迎します。

大豆については県農林水産部が転作大豆の作り方の栽培管理表を作成しています。管理表に従って7月植えをしています。ここ3年無収穫が続いています。早く植えた枝豆用の作型はうまくいったという声もききます。奨励品種（今はフクユタカ）と作型の検証をお願いしたい。もっと早く播種する方がいいのではないか。それに適した品種はフクユタカか？

小麦の栽培は徳島では盛んでないが、私の体験上、コメの機械類の利用等すれば、栽培管理は容易ですので栽培面積の拡大は可能だと思います。小麦の栽培管理表を見たことがありませんし、麦の奨励品種についてもきいたことがありません。あるのでしょうか？輸入小麦粉からの残留除草剤が問題になっている中、給食用小麦粉などに取り組むこともできると思います。

耕作放棄地の管理に大豆と小麦の組み合わせは有効だと考えます。麦と大豆について、県が取り扱っているのでしたら、情報へのアクセスができるようにしてください。

食の安全の条を作ってほしい。遺伝子組み換え、ゲノム編集作物を県内で栽培しないようにしてください。愛媛県今治市のように罰則を設けてください。

全体として

農業を営む者として、種子法条例が徳島で制定されるようになったことは農業が大切と県が認めてくれたと感じ、うれしいです。素晴らしい前文など、県民で読んで味わいたいくらいです。県民全体で運用するという気概を持っていきたいです。また、そうなるよう、市民パワーを活用する仕組みづくりにも工夫を願います。審議会の設置などを求めます。ただ、形骸化しない審議会でないという意味がありません。

麺、パン、お菓子など、小麦の消費が増えています。輸入に頼る小麦でなく、コメの消費拡大を給食や様々な広報活動を通じてすれば、自給率の向上、健康問題の解決にも有効だと思います。

国連で家族農業の10年といわれ、小農が環境や持続可能な社会のために評価されています。コメの奨励品種選定一つについても、小農を潰すことになる可能性があります。種子法条例の運営に近視眼的経済観点だけで判断せず、環境、多様性維持、危機管理、持続可能性なども視野に入れてください。また、そのことを県民に分かりやすく発信してください。例えば、私の在所の板野郡農協ではライスセンター

が受け入れるコメの品種が年々少なくなってきた、来年からは3種になります。3品種に限ると乾燥調製作業が効率的に行え、販売しやすい人気品種の栽培面積の拡大を刺激することにもなります。半面、3品種のうちのコシヒカリ、アキサカリは中山間部に多い、イモチ病やモンパ病に弱く、中山間地域に適した品種を作り続けるには自前で乾燥調製の施設を持つ必要ができてきます。中山間地域の田の耕作放棄を誘引するかもしれません。大企業の都合や広範囲の効率的な流通の利便が優先されての事例の一つです。しかし、昨今の天候不順を考えると、中山間地域の棚田の果たす水害予防機能や多様性を維持することは大切です。コロナによる流通の混乱を体験して、世界的、日本全体のサプライチェーンへの流通させることより、県単位や国内で独立しても困らないようにしたいと思います。

2040年に徳島の人口が30%~40%減るそうです。そのことを考え、維持にコストがかかる道路や大きい施設を作るのではなく、農林水産業を盛り立てることが大切ではないでしょうか。徳島は災害も少なく、豊かな土地、気候に恵まれています。その徳島で企業農業も、家族農業も、家庭菜園も盛んになると良いと思います。自分自身で耕す暮らしを楽しむ県民がふえると、災害につよく、糖尿病などの体の病気も、心の病気も少なく健康になります。県外からの移住も増えると思います。

種子法条例は企業活動よりも、食の安全、食料主権を上位に考えるべきという方針で運営して行ってください。

- 4
- ① 種子条例制定前文について、本県における農業生産物の特色が如実に掲載されています。是非、この条例(案)のとおり、よろしくお願いします。
  - ② なお、この前文について、1点、人が生きていくためには「野菜」も必要かと思しますので、「野菜」や「野菜類」の語(キーワード)が入れば幸いです。一例として、石井町では野沢菜など、鳴門市では大根、人参など静かなる特産品があります。  
また、「(定義)」として、以下のような形式で追加・整理できないかご検討をお願いします。  
(定義)(○~○) 伝統野菜等 県内において伝統的に生産されている野菜その他の農作物の品種であって、当該品種の種子の生産を継続する必要があると知事が認めたものをいう。
  - ③ (種子の備蓄・保存) → 新規追加をお願いしたい。  
第○条 知事は、在来品種、固定種、原種、原々種など永年に亘り県民等が食してきた、穀物、芋類、果樹類及び野菜類の種子の類いについても、必要なときに活用することができるよう適切に備蓄・保存措置を講ずるものとする。  
※ 「必要なとき」とは全国的、部分地域的な天災地変等に伴う緊急事態対応です。  
※ 他県の例に見るいわゆる「ジーンバンク」等設置の根拠とする。また、設置や維持管理のための予算措置の根拠とする。
  - ④ (県民の理解の促進) → 「県民の理解」とあるのでその理解の一層の促進を図るため第10条の2項として、次の一文を第2項として新規追加をお願いしたい。  
(理由：種子条例は「種子生産者」や「種子生産団体その他関係団体」の所有物でないことを広く知らしめ、まさかの天災地変による飢饉などの際には、 possible の限り食物の自家生産を促すことにもつながることであります。)  
2 なお、第1項に掲げる県民の理解の促進にあたっては一般農業者や一般消費者等も広く含めた広報に努めるものとする。
  - ⑤ (在来種等の活用) → 新規追加をお願いしたい。

第〇条 県は、主要農作物等の在来種（環境条件に適応し古くから本県で栽培されてきた農作物の品種をいう。）の活用について、技術的支援、情報の提供、助言及び種子の備蓄・保存に努めるものとする。（上記③、※印に同じ。）

⑥（稲等品種の開発） → 新規追加をお願いしたい。

第〇条 知事は、これまで県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、徳島県内当該地域の気候及び風土に適した稲等の人の主要食物となる品種を開発するよう努めるものとする。なお、開発にあたっては「F1種」や「遺伝子組み換え技術に基づく種子」開発を除くものとする。

※ なお、F1種や遺伝子組み換え技術による開発は除外をお願いします。

※ 開発を除くことでその関係予算の削減が可能となります。

⑦（品種等の利用及び管理） → 新規追加をお願いしたい。

第〇条 知事は、県が育成した主要農作物の品種、優良品種の種子その他これらの生産に関する技術が適正に利用され、又は適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

※ なお、F1種や遺伝子組み換え技術による種子の開発、混入等の管理についてもよろしくをお願いします。

⑧ 徳島県条例案、第9条に係る（指導等）を（指定採種団体に対する監督等）に変更をお願いします。また、第9条の2項として次の項を加えてください。→ 新規追加

2 知事は、第1項に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定採種団体等に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指導若しくは助言を行うことができる。

※ なお、F1種や遺伝子組み換え技術による種子の開発、混入等の管理についてもよろしくをお願いします。（再掲）

⑨（品種等の利用及び管理） → 新規追加をお願いしたい。

第〇条 知事は、県が育成した主要農作物の品種、優良品種の種子その他これらの生産に関する技術が適正に利用され、又は適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

※ なお、F1種や遺伝子組み換え技術による種子の開発、混入等の管理についてもよろしくをお願いします。（再々掲）

⑩ 次の前文は他県の例ですが単なる優良品種の生産への力点だけではなく「食と農」等に関することも言及されています。ついては、このような観点から「食糧自給率」、「輸入農作物の増加」、「食糧飢饉・飢餓」、「食糧の安定供給」、「農作物の安全・安心」、「地域に根ざした農産物の生産」、「本県農業の持続的発展」、「地域に根差した主要農作物の備蓄・保存・継承」などの重要な項目を盛り込んだ条例制定の趣旨や意義を「運用方針」として公開・公表するなど県民の皆様の理解を得たり、促進のために何処かに記述・整理をされては如何でしょうか。

『我が国の食料自給率の低下やグローバル化の進展に伴う輸入農作物の増加などにより、将来の食料の安定供給と農作物の安全・安心、地域に根差した農作物の衰退に対する不安の声も高まっている。毎日の食生活に密接に関連する、安全・安心な主要農作物の安定的な供給や本県農業の持続的な発展のためには、県民や関係者の理解を深め、地域に根差した主要農作物を保存し、継承していくことが不可欠である。ここに、長年培ってきた地域の財産である主要農作物の種子を守り、次代へ引き継いでいくための施策を推進するとともに、その必要

性についての県民の理解を促進するため、この条例を制定する。』

※ 徳島県条例中の条文には入れられない項目や事項は広く県民の皆様が理解や親しみをもってご理解いただけるよう当該条例の「運用方針」として事項立てした整備をお願いしたい。

⑪ 「F 1 種の種子」や「遺伝子組み換え技術により生まれた種子」については研究レベルや実験レベルなどでは一応クリアされているが真の安全性は数千年～数万年の経過観察を経ないと安全性の結論は得られないものと考えられます。ついては、「F 1 種の種子」及び「遺伝子組み換え技術により生まれた種子」の取り扱い及び安全性の検証等に係る条文を設け、食糧としての種子生産は取り扱わないなどと条例の中に禁止条項を入れ、また、その啓蒙を図られては如何でしょうか。

なお、天災地変による食糧危機・飢餓、戦争等による食糧輸入ストップなど非常時におけるやむを得ない最低限の食糧確保の場合に限り、やむなく「F 1 種の種子」及び「遺伝子組み換え技術により生まれた種子」を用いる旨の宣言文のようなものを附則又は種子条例の運用方針などで県民の皆さんの理解を得るべき方策として盛り込まれては如何でしょうか。

(F 1 種の種子及び遺伝子組み換え技術により生まれた種子の採種の禁止) → 新規追加をお願いしたい。

第〇条 知事は、一般的に流通や流通しようとしているいわゆる「F 1 種の種子及び遺伝子組み換え技術により生まれた種子」の採種等については一律これを禁止する。

※ 可能性として「F 1 種の種子」及び「遺伝子組み換え技術により生まれた種子」との交雑も今後考えられます。

⑫ 本徳島県条例(案)第10条に盛り込まれている「県民の理解の促進」について、本条例の周知、啓発・啓蒙を図るため一般農業者や一般消費者を中心とした一党一派に属しない県民の方や団体の代表の方などからなる「徳島県主要農作物等種子条例運用促進協議会(仮称)」のようなものを知事または関係者の下に置き、必要に応じて開催されては如何でしょうか。

当該条例について、意見を述べるものではなくあくまでも、条例の運用や周知、啓発・啓蒙を図るための特化を目的としたものです。

(徳島県主要農作物等種子条例運用促進協議会(仮称)の設置) → 新規追加をお願いしたい。

第〇条 知事は、第10条に掲げる「県民の理解の促進」をなお、一層の推進を図るため、知事(または〇〇)のもとに「徳島県主要農作物等種子条例運用促進協議会(仮称)」設置し、その啓蒙等を推進するものとする。

※ 種子や種苗については「生命の維持」に直結している重要なことにもかかわらず余りにも知られてなさ過ぎ、また、関心が持たれてなさ過ぎます。

⑬ 繰り返しになり恐縮ですが本条例の運用方針を整備していただき、細かく条例中で表記出来ない実施にあたっての必要事項について、「徳島県主要農作物等種子条例運用方針(仮称)」の整備を併せてお願いします。

以上、大変に長くなりましたが「徳島県主要農作物等種子条例(案)」へ盛り込みなどについて、ご検討方よろしくをお願いします。

5 ①次世代、地球全体のため、安全安心な種子を自由に誰もが継いでいくことができる、そしてそれを安定供給できる仕組みづくりを徳島がリーダーシップをとって全国に働きかける内容を。

②絶対ゲノム編集作物を受け入れない条例にしてください。

6	<p>①主要農作物等種子条例制定において、稲・麦・大豆の主要農作物の品種について在来種のものも含めて現地調査をし、徳島県独自の品種の保護・育成に努めて、種の保存に努めていただきたいと思います。</p> <p>②徳島の伝統野菜についても現地調査し、消えてなくなる種がこれ以上ないよう十分に保護してほしいので、その内容を盛り込んだ条例にしてほしい。</p> <p>③徳島の農産物においてその種のルーツを確立し、また保護する内容を条例に明記して定めてほしい。</p> <p>④徳島県独自の種子の開発を続けてほしい。</p> <p>⑤全国コンクールに出品し入賞できるような品種を開発し、普及させてほしいので、ぜひその内容を入れた条例を制定してほしい。</p>
7	<p>①第2条（定義）について （2）主要農作物等に、美馬太キュウリ、アオダイ、臼ヶ谷ナス、ゆこう、やまももの追加を要望します</p> <p>②第4条（県の責務） （3）前文に「・・・優良な種子を安定的に生産することによって、本県の主要農作物等に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する。」とありますが、このためにも徳島県において貴重な在来種や伝統種、優良種子のシードバンク設立を要望します。</p> <p>③第8条（種子の品質確保）について 食の安心安全を確保するために、遺伝子組換え作物やゲノム編集作物の栽培の禁止を要望します。および、遺伝子組換え種子やゲノム編集種子が混入、交雑しないように把握し、遺伝子組換え種子、ゲノム編集種子の表示を義務付けてください。</p> <p>④第11条（財政上の措置）について 「・・・必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」となっていますが、 「・・・必要な財政上の措置を講ずる。」にしてください。</p> <p>⑤追加要望事項 「主要農作物等の種子生産に関する審議会」の設置を要望します。審議会は、学識経験者、農業関係団体、関連行政職員、県担当職員、農業従事者、消費者、市民団体、幅広い層で構成することを要望します。</p>
8	<p>①財政的措置を「努める」ではなく「講ずる」にしてください。</p> <p>②ゲノム編集作物を受け入れない条例にしてください。</p> <p>③農業の知見を持つ者を含めた審議会の設置を条例に追加してください。</p> <p>④農業支援センターで種子の保存をしっかりとできるようにしてほしい。</p> <p>⑤種子の安定供給に向け、関連府県との具体的な連携を明記してほしい。</p>

9	<p>第11条（財政上の措置）          県は・・・必要な財政上の措置を講ずる。とはっきり明記してください。</p>
10	<p>僕は稲作農家です。健常者が食べられるお米、アレルギーの人が食べられるお米、化学物質過敏症の人が食べられるお米、品種が同じでも、食べられる人と食べられない人がいます。徳島県主要農作物種子条例ではどんな人を対象としていますか？          圃場や作り方が同じでも、食べられる人と食べられない人がいます。だから種の出所や育ち方が知りたいので自分の田んぼで来年の種を採ります。遺伝子を操作された種、ゲノム編集された種を安心安全だとお考えでしょうか？</p>
11	<p>①種子条例（案）の目的（第1条）ならびに県の責務（第4条）、種子の生産計画（第5条）などの実施、促進を多面的に審議するために「農業、食の安全等に係る農業者、消費者、研究者などの知見者を含む審議会」の設置を条例で定めてください。          ②農業競争力強化支援法第8条4項は、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。」とされています。したがって、県の優良な育種知見（知見知的財産権）を民間に提供する場合は、条例が定める「審議会」にかけて県議会の承認を必要とすることを明記してください。          ③先の国会で、「収穫物を自己の農業経営において更に種苗」とする農業者の自家増殖を認めた種苗法第21条が全面削除されました。したがって、「自家増殖については、徳島県の開発した育種知見知的財産権であれば、次作以降も自由に自家増殖ができることを条例で定めるようにしてください。          ④条例（案）第5条（種子生産計画）、第6条（原種及び原原種の生産）などの施策実施のために、徳島農業支援センターがとりくまれている活動実績を生かし、「ジーンバンク」による作物の特性表をデータ管理して現物を冷凍冷蔵保存しておくことなどで、育種権侵害の裁判がおこされた場合、既にこのような品種は栽培されていたのだと先使用権を主張して対抗し、育種権登録の取消しの申請も可能となるのではないのでしょうか。したがって、伝統的な在来種を発掘し保存管理して、農家に無償で貸し出す「ジーンバンクの設立」を条例で設けてください。</p>
12	<p>①第2条について          主要農作物等に、主要農作物並びにあわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゅいも及びたदैいが入っていることは、とても良い内容と思います。ありがとうございます。ただ徳島県の在来種や伝統種は他にもあり、主に高齢者の方が前の先代、その前の世代、又その前の世代から繋いでいる貴重な種です。どんな気候の時も乗り越えて繋がれた大事な徳島の人類の財産です。今、調査し、大切に保存していかないと知らないうちに失われてしまいます。失われたら二度と戻りません。条例の中に在来種、伝統種の現状調査（一刻も早く）、保存することを入れて頂き、しっかりと予算をつけて頂き、守り、今幼い子ども達又その次の世代、その次の世代にも貴重な徳島の食文化、種が受け継がれることを希望いたします。守れるのは私達大人であると思います。          ②「優良な種子」にゲノム編集・遺伝子組換え種子を入れないでください。</p>

人間の体は食べ物でできています。人間が遺伝子を操作した食べ物が体の中に入ってどのような影響があるのか調べてみました。昔はなかったのに近年増えている発達障害、不妊症など原因の1つに「食」があるのではと思いました。命の根本が問われていると思います。食べたもので私たちの体は出来ています。徳島県が県の条例として「優良な種子」の定義に「ゲノム編集、遺伝子組換え種子」を入れないことを明記して頂くことで今の子どもたちと次の世代、その次の世代の健康を守ってほしいと思っています。

③種子行政における審議会の設置を求めます。

審議会は農業者（大規模・小規模・栽培方法の違う農業者、消費者、市民団体、各種団体、専門家などで構成し、広く県民の声を反映する場であってほしいです。1つや2つの方向からだけでなく、様々な立場角度から徳島県民、人類の財産である種をどのように守っていくか考える必要があるからです。

④第11条について

「講ずるよう努める」ではなく「講ずる」と言い切ってください。

予算をしっかりとつけてください。今この瞬間にも高齢者の方々が代々継いできた種が失われるかもしれません。大事な徳島の財産である種を守るために予算をつける約束をして下さい。よろしくお願いいたします。

13 農業の知見を持った人を含めて審議会を開催してください。なお、条例にその審議会の設置を追加してください。

14 種子条例の制定に向けての検討ありがとうございます。  
条例案を読んで気になった部分を抜粋して意見いたします。  
※以下、下線の部分が原文で二重下線が加えて頂きたい、検討して頂きたいものです。

このような認識のもと、主要農作物等にとって種子が、一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり、その生産の根幹となるものであることに鑑み、当該種子の生産についての基本理念を明らかにし、優良な種子（→優良な種子とは？。今後でてくるであろう遺伝子組み換え種子やゲノム編集された種などは優良な種子になりえますか？個人的には遺伝子組み換え、ゲノム編集）を安定的に生産することによって、本県の主要農作物等に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する。

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の生産に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な推進体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の施策の推進及び推進体制の整備に当たっては、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体（→その他関係団体、専門家、農業従事者、農作物生産者、消費者、市民団体など）と連携を図るものとする。

3 県は、主要農作物等のうち（主要農作物等以外にも徳島県の農業や産業の発展や文化の継承を支えるような作物であると認められる場合も今後出てくると思うのですが、そのような規定や意見がでた場合この種子条例の対象にできるのでしょうか？）、本県における農業の振

	<p>興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に資すると認める品種又は系統について、その種子を、適切に保存するものとする。</p> <p>以上です。人が生きていくことに欠かせない食料の生産、及び人間の活動の根幹となる環境や種々の種を守り文化を伝えていく上で欠かせない条例制定であると考えます。</p> <p>今後も徳島県で人々が健康に幸せに暮らせまた子どもたちにもバトンタッチできる状況のベースとなれるように願います。よろしくおねがいします。</p>
15	種子の安定供給に向け、関連府県との具体的な連携を明記してほしい。
16	<p>①第11条において、 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする → 措置を講ずるようにする</p> <p>②また、昨今話題にあるゲノム編集作物に関して県民への説明と話し合いをすることをお願いいたします。</p> <p>③また、条例を決定する際に県民を含めた審議会などの設置をしてほしいです。</p>
17	<p>①種子の安定供給の大切さや、県・生産者・関係団体の連携と協力が基本理念に組み込まれていることがとても意義があると思います。</p> <p>②財政措置が明記されていることがとてもよいと思います。</p> <p>③県の在来種・固定種を保護し持続的についでいけるための措置も盛り込まれているのもっとよいし安心です。</p> <p>④県の在来種や固定種・優良種の保護・情報流出防止策も盛り込まれていてほしいです。</p>
18	この条例の一番大事な部分である、主要農作物の稲、麦、大豆などの優良な種子を安定的に生産・供給するとともに、その種子を適切に保存するため、生産者や関係団体などしっかりと連携して取り組んで下さい。また、そのために必要な予算についても確保できるよう努めてください。
19	主要農作物種子法が廃止されましたが、稲、麦、大豆などの優良な種子をしっかりと守っていくために、徳島県が条例を定めることは、農家の皆さんが安心して生産を行えることにつながると思います。生産者や関係団体だけでなく、県民の皆さんにも、この条例について知ってもらえるようにしっかりと周知をお願いします。
20	条例の前文で、「にし阿波の傾斜地農耕」や「阿波藍」を取り上げていただき、徳島らしさが出ていて、非常にいい条例になっていると思います。私たちが先人から受け継いできた、あわ、きび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゅいも、たであいなど、将来にわたってしっかりと守り、引き継いでいってほしいです。

21	<p>①財政的措置 「講ずるよう努める」ではなく「措置を講ずる」と位置づけて下さい。</p> <p>②農業の知見を持つ者を含めた「審議会の設置」を条例の中に入とう。</p> <p>③「ゲノム編集作物」を受け入れない条件にしてください。</p> <p>④農業支援センターで「種子の保存」をしっかりとできるようにして下さい。</p> <p>⑤種子の安定供給に向け、関連府県との具体的連携を図ることを明記して下さい。</p>
22	<p>①ゲノム編集作物を受け入れない条件にしてください。</p> <p>②農業支援センターで種子の保存をしっかりとできるようにしてください。</p>
23	<p>遺伝子組換えでない(ゲノム編集含む)伝統的な徳島県の種子を守って下さい。 子供たちに安心安全な食べ物を永続的に繋げていけるような条例にしてください。</p>
24	<p>①第4条2項で、その他の関係団体と連携を図るとありますが、四国4県共同でも連携できるようにしてください。また、農業者、消費者や各種団体が意見交換できる場を作ってほしいです。</p> <p>②農業は後継者不足が問題になっています。担い手の育成・確保を図るには、まず生活が成り立たなくてはなりません。十分な支援と予算を取ってください。</p> <p>③遺伝子組換えやゲノム編集は禁止して、違反した場合は罰則に処するよう講じてください。</p> <p>④種子の有機化を推進してください。</p>
25	<p>種子法を復活させてください。農業が後退するようなことがないよう、十分な予算や優秀な人材の育成などに注力して、地域の財産である主要農作物はもとより、その土地に培われた農産物を守ることこそ、県民の食の安全を確保することに他ならない。</p>
26	<p>①前文に主要農作物の意義と重要性が述べられ、また山間地における雑穀等や伝統的な藍作にも触れています。多様な食文化や地域の暮らしに不可欠で貴重な遺産として絶やすことなく、次世代に継承する使命があると宣言していることは非常に意義深いことだと思います。また、「主要農作物等にとって種子が一度失われると二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり」「優良な種子を安定的に生産することによって本県の主要農作物等に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する」となっており、失われつつある種子の多様性を守り、県民の食糧の安定した確保と地域に根ざした伝統的食文化を守っていくことを宣言する画期的な内容であると考えます。</p> <p>②(定義)の中で主要農作物等(稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆)に加え主要農作物等として、あわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゅいも及びたदैいを加えたことも長野県や北海道の種子条例に続き良い内容となっています。徳島県において貴重な在</p>

来種や伝統種が特に中山間地に数多く存在していますが、その実態の調査も不十分です。私の住む上勝町や周辺的那賀町にも、ゆこう、アオダイキゅうり、香り米等、沢山の伝統種、在来種が存在し、地域の食文化や生活に根ざしています。しかし、高齢化や人口減少による担い手不足で、失われつつあるのが現状です。県の早急な取組が求められています。

③（種子の品質確保）において、ほ場審査及び生産物審査を行うことに加え、証明書の発行も条例に明記すべきです。（種子法では細かなところまで明記されていた。）また、種子が優良で安全な品種を確保しているかの判断基準（主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等・・・）に加えて遺伝子組換えやゲノム編集の種子が混入、交雑しないように厳正な審査を行うことを追加してください。またそのような事態を招かないように遺伝子組換え、ゲノム編集の農作物の栽培や種子の流通を禁止し、かつ違反した場合の罰則も規定してください。

④「伝統野菜に関して、農業支援センター等において指導や支援が行われている」とのことですが、具体的にどのようなことが行われ、どのような効果が上がっているのか、予算措置も含めて教えてください。

⑤前文、目的で述べられたことに関して、気候変動による大規模災害の多発やコロナ禍の中、多様性に富み、地域の気候風土に適した伝統的な種子の保存が問われています。シードバンクやジーンバンクの設置等による種子の保存が必要不可欠であると思います。「第4条第3項で記載されている」ということですが、具体的にどの種子が、どのように保存され、どのように供給する体制ができているのか（緊急時の供給のバックアップ体制も含めて）教えてください。

⑥上記のことと関連しますが、「四国4県連携による種子の安定供給を図るための制度」を作るべきことを「私案」の中で提起しましたが、「関係府県と連携が図られている」とのことですが、災害時の種子供給の他府県との連携は具体的にどのようなになっているのでしょうか。

⑦「主要農作物等の種子の生産に関する審議会の設置」を私案や要望書で求めました。県は種子生産の公共性を継続し、県民の食料の安定した供給を行うためにも、広く県民の意見を聞き主要農作物等の種子生産をすべきと考えます。審議会は農業者、消費者、市民団体、各種団体、専門家等、幅広い層で構成するものとし、県民の声を種子行政に反映する必要があると考えます。

⑧「徳島県主要農作物等種子条例（案）」の目的、基本理念を達成していくためにも「私案」で提起しました「①経済的支援（助成金）②人的支援（担い手の育成、援農制度）③教育支援（学校教育や作物の栽培、種子の取り方等）④シードバンク設立⑤伝統種、在来種の調査、掘り起こし、種子の安定確保、遺伝資源としての維持保存を図る⑥幅広い優れた種子とその全情報の保護と流出防止の措置を講ずる⑦シードバンクの運営に関する方針変更には県議会の承認を必要とする」ことが、具体的に実施される必要があります。

⑨第11条（財政上の措置）について「講ずるよう努めるものとする」となっております。最近定められた広島県の種子条例においては「講ずる」となっていて、種子条例を通じて公共の種子生産を積極的に行うためにも「講ずる」にすべきではないかと考えます。また徳島県の主要農作物の種子生産に関する予算はいくらで、その詳細を教えてください。また全国の都道府県の予算についても教えてください。（過去5年間位）

徳島県主要農作物等種子条例（私案）

〔前文〕

人口の急激な減少、高齢化による農業の担い手不足、地球温暖化による異常気象の頻発等、農業を取り巻く状況は深刻なものとなっている中、人類にとって欠くことのできない食料の生産を担う農業こそ重要視されなければならない。

2018年4月、戦後の危機的な食糧不足からの脱出を図るために作られた種子法が廃止され、農業者、消費者を含め多数の県民から不安の声が広がった。県民の不安を解消すべく、種子法の下、行われていた公的種子事業全体を継続実施すべきである。

徳島県は多様な地勢、気候風土に恵まれ、それぞれの地に適した自然豊かな農が営まれてきた。長い歴史の中で先人たちが、育み守ってきた種子は、植物遺伝資源であり未来に継承すべき人類共有の財産である。

徳島県民にとって、自然豊かな大地を守り、農地を守り、先祖から受け継いできた種子を守ることこそ、そこに生きる人々の暮らしを豊かにし、県民の健康と生命を守り、同時に自然環境と生物多様性の保全へと繋がっていくものである。

2018年9月28日、国連人権理事会で採択された「小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言」で農村女性の権利、食料や農業政策を決定する食料主権、自家採取の権利と手頃な価格で種子を入手する権利等、農業者の権利を尊重、保障、促進することが不可欠であることが国際的に認められた。

徳島県は、国際的にも認められる農産物のブランドを積極的に推進推進しており、その農産物の品質レベルの向上もさることながら、その生産を担う農業者の権利を尊重し、農家が自ら行う採種、種の保存、利用、交換及び販売、伝統的な慣習と知識の維持、管理、保護等、種子に関する生産者の権利を守らなければならない。そのことが国際的な信頼へと繋がり、真の意味での世界に誇る事のできる徳島ブランドになるであろう。

また、地球温暖化による異常気象がもたらす風水害の多発、コロナ禍による食糧自給の危機（食料不足、種子の不足）が迫る中で農業を守り、種子の多様性と安定した供給を確保し食料自給率を高めていくことが必要である。

〔目的〕

次の基本理念に基づき、本県における主要農作物等の種子の生産に関し、種子法のもとで従来行われてきた種子の生産及び調整、普及等を県が責任を持って行い、優良な種子の安定供給を図り、もって主要農作物等の品質確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

〔基本理念〕

- (1) 主要農作物等の種子の生産及び調整、普及等は、主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであることを旨として行うものとする。
- (2) 主要農作物等の種子の生産及び調整、普及等は、「食の安全、安心」「とくしま安2GAP農産物」をモットーに「食品安全」「環境保全」「労働安全」にも配慮した農業生産体制を認定し推奨している本県において、安全で安心な食料の安定的な供給に資することを旨として行うものとする。
- (3) 主要農作物等の種子の生産及び調整、普及等は、種子法のもとで従来行われてきた生産体制を引き続き維持すべく県の責任において種子の生産に携わる組織、団体等と相互連携のもとで行うものとする。

(4) 主要農作物等の種子の生産及び調整、普及等は、風水害等の災害多発も踏まえ多極分散型の種子の保存に備え、またコロナ禍によって欧米では免疫力が着目されており、食や種子の多様性の確保が必要となってくる今日、シードバンクの設立によって多様性に富んだ種子の確保と供給体制を実現すべきである。

〔対象作物〕

主要農作物とは稲・麦類・大豆をはじめ、徳島県の多様な食文化を支える伝統野菜（藍、ごうしゅいも、美馬太キュウリ、アオダイ、臼ヶ谷ナス、ゆこう）及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種とする。

〔種子計画の策定〕

- (1) 知事は毎年度、主要農作物等の種子の品質の確保、並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「種子計画」とする）を策定し、速やかに公表するものとする。
- (2) 知事は種子計画の策定にあたっては、本県に主要農作物等の種子の需給の見通し、県内外の市場における本県の主要農作物等の需給の動向を考慮するものとする。
- (3) 県は主要農作物等の種子を安定的に供給するために、原原種および原種の生産を行う。

〔種子生産〕

- (1) 県は前条の(3)の規定により生産した原種を知事が別に定める基準を満たすものに配布する。
- (2) 知事は前項の規定により、原種を配布するときは、当該原種を使用して種子を生産すべき圃場（以下「種子生産圃場」という）を種子計画に定める生産量の範囲内で指定する。
- (3) 県は種子生産圃場で生産される種子の品質を確保するため、知事が別に定める基準により必要な審査を行う。
- (4) 知事は前項の審査の結果、種子生産圃場において生産された種子が優良で安全な品質を確保していると認められるとき、その旨の証明書を発行する。
- (5) 知事は生産圃場において、種子の生産を行う者に対して、種子の品質を確保するために必要な指導または助言並びに種子の生産等に必要の助成金を交付することができる。
- (6) 県は多極分散型の種子の保存につとめ種子の安定供給をはかるため他県との連携を通じ気候変動、災害等による種子の不足に備える。とりわけ四国四県共同で共通の種子を交換できる制度を設ける。

〔「阿波 徳島県の伝統的作物」等の採取技術等や種子保存への支援〕

- (1) 県は祖谷そば、アワ、キビ、タカキビ、ササゲ、阿波番茶、香り米の権八、ちこ米、ヤマモモ等「阿波の伝統的作物」やブロッコリー眉山、サトウキビ竹糖及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種や種子の安定確保のために将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種・固定種について、種子の安定確保のための採取技術等の指導を行うとともに、遺伝資源としての種子の維持、保存に対する支援を行う。

- (2) 県は失われつつある伝統的で貴重な作物や種子を調査発掘し先祖伝来守り続けてきた人々の努力に報い、そこで暮らす人々の生活に

学び、種子を守る。

伝統的作物や在来種の自家採取を奨励し、次世代へと受け継ぐために、①経済的支援（助成金）②人的支援（援農制度）③教育支援（学校教育や作物の栽培、種子の取り方等）の取り組みを積極的に行い、④シードバンク設立⑤伝統種、在来種の調査、掘り起こし、種子の安定確保、遺伝資源としての維持・保存を図る。⑥幅広い優れた種子とその全情報の保護と流出防止の措置を講ずる。⑦シードバンクの運営に関する方針変更には県議会の承認を必要とする。

〔「食の安全・安心」をモットーに県民の健康を守るために行うべきこと〕

県は、「食の安全・安心」推進条例（※1）を制定し農作物に遺伝子組換え作物が交雑及び混入することのないよう努めてきた。長期的な影響が検証されていない状況下、遺伝子組み換えやゲノム編集を用いた種子と農産物について以下のように対処するものとする。

- ①遺伝子組換えやゲノム編集を用いて県による種子生産、民間による県内での種子生産、民間による県内での種子流通を禁ずるものとする。
- ②遺伝子組換えやゲノム編集による農業ではなく有機農業や自然農法による地球環境や生態系に良い農業を目指すことこそ持続可能な農業につながり県民の安全で安心な生活に資することとなり、徳島県の農産物が世界に誇れるものとなる。

〔種子行政に関する審議会の設置〕

- (1) 県は県民の声を種子行政に反映すべく、県民に開かれた種子行政に関する審議会を設置する。
- (2) 審議会は農業者、消費者、各種団体専門家等、幅広い層で構成する。

〔財政上の措置〕

県は、主要農作物の優良な種子の生産と安定供給、「阿波 徳島の在来種・伝統種」の採種技術の指導や種子保存への支援に係る施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずる。

（※1）食の安全・安心推進条例、平成17年12月22日制定

第23条「遺伝子組み換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組み換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする」

27 ①定義第2条の主要作物に加えて、主要農作物等の中で徳島県の在来・伝統種である雑穀類、ごうしゅいも、藍等を守るとありますが、徳島の中山間地には他にもまだまだ多くの伝統種・在来種の穀類、野菜が栽培され継がれています。それらをきちんと調査し守るためにも、今こそ始めなければ条例前文の「一度失われた種は二度と取り戻せません」という清らかなこの条例に対する想いを実行できないと思います。農業支援センター等へ予算を組み具体的にどのように行うのかを明記してください。

②第8, 9条で種子の品質の確保、また指導とありますが、今の県のゲノム食品に対する軽はずみな計画・支援を監視するためにも遺伝子組換え・ゲノム編集を決して混雑させないように厳しくほ場の管理経営をさせるよう審査を徹底して行えるように条文に入れてほしいです。

	<p>もし混雑すれば二度と取り戻せないこととなります。</p> <p>③第11条に関して、種子を守るためにシードバンクを設営して、具体的に海外企業に徳島のかげがえのない命の源である種を流出させないためにも、そのバンクへのお金を使って下さい。</p>
28	<p>変更 1. (財政上の措置) 第11条 <u>必要な財政上の措置を講ずる。</u> “努める”では安定供給できないことに繋がる。食料を安全に安く供給するため最優先</p> <p>加筆 1. (基本理念) 2 <u>消費者への安全・安心な食料の安定供給</u> 命に直結する食料であるので、消費者(県民)に資するものであるという認識が必要</p> <p>2. <u>自家採取可能とする</u> 自然災害等で種子ほ場も打撃を受ける可能性があるため、種子調達が断たれないため</p> <p>3. <u>ゲノム編集されたものは受け入れない。</u> 安全が担保されていない。開発者を含む科学者が禁止を訴えている(2019.3)</p> <p>4. <u>審議会の設置</u> 条例の施行状況に関して、県民・有識者の意見を聞くため</p>
29	<p>①種子条例を作るにあたり、県議会議員だけでなく農業従事者および参加希望者も含めた意見交換・審議をする場を設置してください。</p> <p>②優良種子の定義を明記してください。 ・農薬・除草剤不使用 ・遺伝子組換え・ゲノム編集されていないもの ・遺伝子組換え・ゲノム編集されている種子が混入・交雑しないよう対策をする など</p> <p>③主要農作物種子条例だけでなく、主要農作物以外の全ての種子を守る種子条例を作ってください。そのためにも伝統種・固有種の調査・保存する政策を作ってください。</p>
30	<p>①財政的措置を「努める」ではなく「講ずる」にして下さい。</p> <p>②ゲノム編集作物を受入れない条例にして下さい。</p> <p>③農業の知見を持つ者を含めた審議会の設置を条例に追加してください。</p> <p>④農業支援センターで種子の保存をしっかりとできるようにしてほしい。</p> <p>⑤種子の安定供給に向け関連府県との具体的な連携を明記してほしい。</p>

31	<p>県民の食料を確保し、安全な農産物を供給するためにも、必要な財政上の措置を「講ずるよう努める」となっていますが、「講ずる」としててください。主要農産物などの種子の生産等に関する予算を増額して、生産維持保存を充実させてほしいです。</p>
32	<p>私が思いますのは、種子を「守る」というこの条例案は良いとは思いますが、この種を守るという事は、県民の経済活動を同時に考えなくては「何のために種を守る」のかの視点がぼやけてしまうのではないかという事です。もちろん「種子を守る」条例ですので、そのことが中心的に書かれていて良いのですが、そうは言っても県内各地で現在種子がどういう状態であるのかという事が無いような気持ちです。先日、祖谷で地元の農産物を食する機会がありました。おいしかったです。しかし、そうした地元産の食品が、流通問題のためか私の住む所では流通していないようです。流通やPRも含めた動きにしていってほしいです。「守る」条例+「拡める」条例も必要。</p>
33	<p>①先人から受け継いだこうした農業や農業や関連産業と文化を決して絶やすことのないよう、条例案に出された作物以外の県内の伝統品種を調査し、盛り込んでください。</p> <p>②県内の主要農作物等が遺伝子組換えやゲノム編集作物の流通や栽培で混雑・混入しないように、遺伝子組換え、ゲノム編集を用いての種子生産や種子流通を禁止してください。</p> <p>③主要農作物生産に有機農法を積極的に取り入れ、土壌を守る取組を全国に先駆けて進めてください。</p> <p>④モンサントなどの大手民間企業に日本の農業を潰させないために、徳島県内の家族農業を支えるために、しっかり財政措置を講じてください。</p>
34	<p>①証明書の発行 種子法のもとでは主要農産物の優良な種子生産及び普及をするために都道府県が「圃場指定」「圃場審査」「生産物審査」で基準適合すると認めたときに証明書の発行をしていました。引き続き県が責任を持って行うことを明記してください。</p> <p>②各種団体との連携（審議会の設置 他県との連携） 条例案4条2項では「県は前項の推進、推進体制の整備に当たっては、種子の生産者及び種子生産団体その他関連団体と連携するものとする」と書かれていますが、県民の声をより反映できるように農業者、消費者、各種団体専門家等幅広い層で構成する種子行政に関する審議会の設置を条例に入れてください。</p> <p>また、気候変動、災害等による種子の不足に備えて他県と現在どのような連携を考えておいでなのか教えてほしいです。</p> <p>四国四県共同で共通の種子を交換できる制度を儲けてください。徳島県では原原種を富山県と福井県にから購入されているそうですが、その県が災害にあったときにどのように対応されるのか。近隣県との連携の必要性を感じます。対応をしっかり考えてほしいです。</p> <p>③財政上の措置 県民の食料を確保し、安全な農産物を供給するためにも、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとなっていますが講ずるとしててください。徳島県の主要農産物などの種子の生産等に関する予算を聞きましたが、かなり低いように思われるので増額して、主要農産物等の生産維持保存を充実させてほしいです。</p>

#### ④種子の生産に関する人材育成

条例案では第4条に「主要農産物の優良な種子の生産に係る施策を計画的に推進するとともに必要な推進体制の整備を図るものとする」とかかれておりますが、実際種苗農家は高齢化して担い手が不足して来ているのが現状ではないでしょうか。若い人材が担い手となってくれるような体制、予算を取ってほしいです。

#### ⑤伝統品種の在来種の維持保存について

農産物としてあわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゆいも、たであいを取り上げてくださり、他県より先進的な取り組みとなっております。また、前文では「その種子が失ってはならない貴重な資源であり、関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるように」とその意義が述べられています。種子条例の前文に地域に根差した伝統品種、在来種の大切さを明記されたことは大変意義があることであると思います。

コロナ禍で気候変動による災害も大きくなる一方で多様な種子、地域の気候風土にあった伝統品種の保存が重要であると思われます。

また、第4条3項に「主要作物等のうち本県における農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に資すると認める品種又は検討について、その種子を適切に保存するものとする。」と県の責務として書かれています。

伝統作物や在来種の自家採取を奨励し、次世代へと受け継ぐために具体的な施策を条例の中に取り入れていただきたいです。

○経済的支援(助成金)をして、伝統品種を維持する農業者の担い手を育成する。

○学校教育で伝統品種の意義、種子の重要性等を指導する。

○農林水産総合技術支援センターが伝統品種の農作物の栽培、種子の取り方の指導をする。

○対象作物に美馬太キュウリ、アオダイ、臼ヶ谷ナス、藍、ゆこう、やまももを追加する。

○沢山の伝統品種、在来種が存在しながら、消失寸前の伝統種、在来種の調査、掘り起し、種子の安定確保、遺伝資源としての維持、保存を図る。県内でその業務にあたるのは、農林水産総合技術支援センターであるようですが、あわたかきび、ひえ、こきびしか保存されていないようです。伝統種、在来種の調査、掘り起し、種子の安定確保、遺伝資源としての維持、保存を予算を確保して推進する。

○幅広い優れた種子の保護と流失防止の措置を講じる。

種苗法が改訂されて育成者権が高まってきている。政府は登録品種は法律でまもられていますが、今の法律では伝統品種や在来種の保護規定はありません。県としては県内の伝統品種は調査しておらず、4品種しか保存されていないようです。形状など詳細に記述して保存するなど幅広い優れた種子とその全情報の保護と流失防止の措置をしてほしいです。良い品種を知らない間に登録されてしまうおそれもあり、先祖代々守り引き継いできた方々の種がうばわれます。(安穏芋などそんな事例はあります。)

○シードバンクを設立する。

#### ⑥ゲノム編集や遺伝子組み換え禁止にして罰則規定を

主要農産物等の種子生産には安全で優良な種子が維持保存されることが重要と思います。遺伝子組み換えやゲノム編集作物や種子が流通したり栽培されることで交雑や混入が起きないように遺伝子組み換え、ゲノム編集を用いての種子生産や種子流通を禁止することを条例に明記してください。

前文にも記載されているように「先人から受け継いだこうした農業やその関連産業文化を決して絶やすことなく、次代に引き継ぐ使命を担っている。…一度失うと二度と取り戻すことのできない遺伝子資源…」と記載されているとおりです。いったん汚染されればその遺伝子は永遠になくなりません。先人の作ってきた遺伝子が汚染されないよう守ってほしいです。

アメリカではこの遺伝子組み換え作物のために健康被害が出ており、糖尿病、アレルギー疾患、癌、自閉症、アスペルガーなど障害を持った子どもが半数いるそうです。日本でも加工食品の多くに含まれており近年アメリカの子どもと同じような症状が出ております。その上、米の主食に遺伝子組み換えが混入すれば、被害はますます大きくなります。健康保険も破綻します。

ゲノム編集は確かにノーベル賞もとったぐらい遺伝子の機能を調べることによって生命の進も、病気の原因も調べることができるという画期的な技術であります。しかし、それは研究室の中に留めるべき技術であると思われまます。遺伝子破壊された生命体を環境に放出されればとりかえしのつかない問題に発展する恐れがあると思われまます。安全テストもしてなく自然で遺伝子が壊れたのと同じとみなして種子が流通されたのでは困ると思われまます。花粉がとび、交雑混入はまぬがれまます。

⑦ 永続可能な農業につながる有機化・自然農化して有機種子の生産を種子条例にも種子の有機化を推進するようにしてほしいです。

有機農業や自然農法による地球環境に優しく生態系に良い、永続可能な農業につながるような種子条例にしてほしいです。欧米諸国ではどんどん有機化が進んでいます。国内でも有機を給食にという取り組みをしている自治体が増えていまます。徳島県知事は全国の知事会の会長でもありまますし、全国に先駆けて将来を見越した施策を是非とってほしいです。

化学肥料と農薬を使い続けると、土に団粒構造がなくなり、2050年には作物の作れない土になります。日照りが続くと乾いて乾燥して飛んでいき、集中豪雨になると海に流れてしまいまます。2080年には土がなくなると言われまます。国連ではそれに危機を感じて2015年には国際土壌年にして、引き続き10年間継続することになっていまます。そして、世界では有機農が急速に進んでいまます。

また、有史以来失われた炭素は土地利用変化で失った炭素量5000億トンで化石燃料の燃焼3000億トンより多いです。CO2吸収量は大気7500億トン、植生5000億トン、土壌有機炭素1兆5000億トン土壌の吸収量が圧倒的に多く、特に地表に多いです。植物の残渣、枯死根、堆肥などの有機物を分解すると土壌有機炭素が増え、それはCO2が吸収されたと考われまます。つまり、緑肥を使う有機農法・不耕起の自然農法が脱炭素に大変有効です。

種苗法「改正」によって自家増殖禁止になって毎年種子を買わなければならなくなりました。

それで自家増殖することによって登録品種は有機種子を作れなくなりました。種苗法が改定と農業競争力強化法によって米の品種が集約され登録品種が増える傾向が強まると考われまます。

以上のことから徳島県で有機化・自然農化を目指して、有機種子を作ってほしいです。オリンピックのテーマの大目標が「脱炭素社会の実現に向けて」となりました。農業県の徳島では有機化自然農化による脱炭素を全国に先駆けて進めてほしいです。近い経済を考れば、化学肥料の使用が必要となりまます。近い将来を見据えた農業県の経済の発展を考れば、有機化自然農化が必要条件となるのは明白です。

35

①ゲノム編集は受け入れないでください。

生き物には、大きくなるうとする性質にそれを抑えようとする性質が備わって調和がとれている。その片方をきる等した食べ物を食すと、きっと問題が生じると考われまます。また、薬効をゲノムに組み入れたと発表され、家庭菜園をする人にプレゼントとするとか。食べる人にとって逆効果になる体質の人もあるはず。薬効は薬で。本来なら食品安全委員会における安全審査が必要であるにもかかわらず、届け出だけで商品化を認めることは消費者の健康を守るべき厚生労働省がその義務を放棄し、開発企業の利益を優先したと考えざるを得まます。県としてはゲノム編集の意味を県民に広く知らせてほしいです。

②財政措置をきちんとしてほしい。

	<p>徳島にある固有種の品質管理が今後とも順調になされるには、生産者が責任をもって取り組めるように、また、気候変動などに対処できるように農業支援センターの支援や充実が欠かせないです。保存施設も完備できるように予算を十分にとってください。この作業が次の世代に確実に受け継げられるようにしてもらいたいです。</p> <p>③審議会の設置</p> <p>県、専門家、支援センター、生産者などが審議会という形で集まれ、種子や種苗の保存のために、またこれから起きるかもしれない問題に真摯に取り組める場を確立していただきたいです。</p>
36	<p>遺伝子組換えのみならず、ゲノム編集にも危険が生まれる変異が起こるリスクがあります。自然界に存在しえなかったものが、長期間を経て環境や生態系に重大な影響を与えてしまった例はこれまでに複数見られます。人間は実験台ではありません。種子の品質確保を強く要望いたします。</p>
37	<p>徳島県主要農作物等種子条例（案）には「優良な種子」の定義がありません。遺伝子組換え・ゲノム編集の種を受け入れない条例にして下さい。</p>
38	<p>国会で種子法が廃止された現在、種子法の事業を基本的に継続する県独自の条例を制定して下さい。種子の保存と安定供給の体制を具体的に明記してほしい。</p>
39	<p>種子の安定供給に向けて、関連府県との具体的な連携を明記してほしい。</p>
40	<p>①財政的措置を「努める」でなく「講ずる」にしてください。  ②遺伝子組換え・ゲノム編集の種を受け入れない条例にして下さい。  ③農業の知見を持つ者を含めた審議会の設置を条例に追加してください。</p>
41	<p>①「優良な種子」の定義がありません。遺伝子組換え・ゲノム編集の種を受け入れないでください。  ②農業支援センターで、「種子の保存」をしっかりとできるようにしてほしい。主要なものだけではなく。  ③財政上の措置を「努める」ではなく「講ずる」にしてください。</p>
42	<p>①財政的措置を「努める」ではなく「講ずる」にしてください。  ②ゲノム編集作物を受け入れない条例にしてください。  ③農業の知見を持つ者を含めた審議会の設置を条例に追加してください。  ④種子の安定供給に向け、関連府県との具体的な連携を明記してほしいです。</p>

43	<p>徳島県主要農作物等種子条例（案）の主要農作物として、稲、麦、大豆、に加えて、あわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ そば とうもろこし、たであい、といった大切な財産を、県として守りつづける意志が反映されていることに感銘を受けました。種子は、農業者や行政、種子・種苗会社のためだけにあるものではありません。種子は地球上に住むすべての生命、人々の財産です。</p> <p>要望：</p> <p>①県内・各地域の伝統作物や在来種の自家採種の奨励をはじめ、県が主体となった、教育支援・援農支援における助成制度を設置を希望します。またその制度をもちいて、各自治体や教育・研究機関等とともに、農業者はじめ、消費者、市民団体、各種団体、専門家など、幅広い層が関わることで、公に開かれたつながりの基盤となる、「主要農作物の種子生産に関する審議会」の設置を希望します。</p> <p>②徳島県の文化継承とし「伝統種、在来種の調査・掘り起こし」「種子の安定確保、遺伝資源としての保存」や、「幅広い優れた種子とその全情報の保護と流出防止の措置を講ずることを目的とした、大切な種子の管理のためのシードバンク・ジーンバンクの設置」を希望します。また、シードバンクの運営に関する方針変更には、県議会の承認を必要とすることを、具体的にご提示ください。</p> <p>③第4条、第3項で記載されている、種子の保存について、具体的にどのような種子が、どのように保存され、どのように供給できる体制ができているのか、災害時の種子供給について、他府県との連携も具体的についてもご提示ください。</p> <p>④人々の健康は社会の大切な基盤であり、財産のひとつです。世界的パンデミックの影響下で、私たちは今、さまざまな局面に立たされています。医療制度が充実してあることはとても大切なことですが、病原菌に打ち勝つ、健康な身体を維持するための、食生活を支えるもののひとつが農作物ですから、その農作物の質を管理することは、人々の健康という大きな財産の維持につながります。</p> <p>人々の健康にも害がある可能性があり、また若い世代や、胎児の発育にも影響があるとされる遺伝子組み換えや、ゲノム編集作物や種子の流通・栽培を禁止してください。大切な在来の種子と交雑したり、混入することが起きないように、遺伝子組み換え、ゲノム編集を用いての種子生産や、種子の流通を一切禁止していただけますよう要望します。違反が行われた際には、罰金・罰則など法的な厳しい措置も規定してください。</p> <p>⑤第11条（財政上の措置）について、「講ずるように努めものとする」とあります。種子条例を通じて、公共の種子生産を積極的に行うためにも「講ずる」と言い切る必要があります。</p> <p>徳島県における、主要農作物の種子生産に関する予算額、その詳細をご提示ください。あわせて、過去5年間ほどの全国の都道府県の予算についても公開を希望します。このような具体的な予算枠の開示を通じて、すでに消費者の中に高まっている関心から、さらなる広い関心にもつながってゆき、ひいては「行政が管理する」ものから「行政と人々が力や想いを合わせて、種子を守りつづける」という、大切な思いや行動につながっていくきっかけのひとつになると確信いたします。</p>
44	<p>①遺伝子組換え（ゲノム編集）作物を受け入れない条例にしてほしい。</p> <p>②県の農業機関で種子の保存をしっかりとしてほしい。</p> <p>③種子の安定供給で関連府県との具体的な連携を明記してほしい。</p>

45	<p>下記の通り、「徳島県主要農作物等種子条例（案）」に対し、意見申し上げます。何卒お聞き届けくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>①1ページ6段落目3行目、第1条、第3条・第3条第2項、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、附則2  優良な種子→優良な「在来種の」種子  と限定してください。今のままでは遺伝子組換え作物やゲノム編集作物が「優良な種子」とされる可能性も否定できないからです。もしくは、優良な種子についての定義の条項も設けてください。</p> <p>例)  本条例における優良な種子とは、先人から受け継いだ農業やその関連産業と文化を絶やさないを絶やさないためのものであり、近年になって開発された遺伝子組み換え作物の種子やゲノム編集の種子は含まない。</p> <p>②第11条  「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする→必要な財政上の措置を講ずる」  この条例は第3条の基本理念においても謳われている通り、「徳島県の農業の持続的な発展に不可欠なものであり」かつ「自然災害等により種子の供給が不安定になる恐れがあること」かつ「徳島県における食料の安定供給，農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に不可欠なものである」ことから、必要な財政上の措置を講ずることは必要不可欠であり、「努める」という姿勢で守れるものではありません。必ず必要な予算を確保することを条例に盛り込んでください。</p> <p>③第4条第3項で「種子を適切に保存するものとする」とありますが、ぜひ徳島県の種子バンクを設立し、責任をもって保存してください。これは県民の命を預かることにも匹敵するため、民間ではなく県が請け負うことが適していると思われます。</p> <p>④①とも関連しますが、遺伝子組み換え種子、ゲノム編集種子は受け入れない条例にしてください。「農業の持続的な発展」を本当に願うのであれば、将来的にどうなるか予測のつかない実験段階の作物が自然界に放たれることの危険性は否めません。科学者や種子企業の望む世の中ではなく、住民が望む暮らしが守れる徳島県にしてください。</p>
46	<p>徳島県主要農作物等種子条例制定に向けての取り組み、お世話になります。</p> <p>種子条例案の中の県の責務3、について全ての阿波の伝統野菜の再調査・公開をお願いします。そして、それらを栽培しようとする者が当該種子を手に入れることが出来る様ジーンバンクを設立し守ってください。また種子生産ほ場について、その土壌を守るため脱炭素・環境保全型の農業を追求するようにして下さい。</p>
47	<p>徳島県主要農作物等種子条例制定に向けての取り組みに感謝いたします。</p> <p>(遺伝子組み換え・ゲノム編集を導入しない種子生産について)県は食の安全安心推進条例の第23条で遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。とされているが、近年ゲノム編集の開発の脅威がある為、本県では遺伝</p>

	<p>子組み換え作物と同じく未だ安全が確保されていないゲノム編集についても主要農作物等の種子にこの様な技術を使用しないように種子条例に明記されたい。</p>
48	<p>①主要農作物とあわ・ひえ・そばなどの雑穀類やごうしゅいも・藍といっしょにすると条例がややこしくなります。伝統産業を守りたい趣旨は理解できますが、主要農作物等の「等」の部分が必要なら別の条例を作るようにしてはどうですか。</p> <p>②この条例では徳島県が主要農作物の「ほ場審査」及び「生産物審査」によって優良な種子を守ることを「目的」とできませんか。主要農作物種子法では、本条例の第8条（種子の品質の確保）が「定義」の一部となっています。そのようにできませんか。</p> <p>③また、条例の中に主要農作物等と主要農作物の2つの文言があります。</p> <p>第3条とその2、第4条とその3・・・主要農作物と主要農作物等  第5条2・第6条・第7条・第8条・・・主要農作物のみ  第9条・第10条・第11条・・・主要農作物等のみ</p> <p>この原因は、やはり「種子生産団体その他関係団体・・・」の文言を入れようとするからではないかと思しますので、この文章は削除できませんか。（県が責任を持って主要農作物を守るために主要農作物だけの条例にする。）</p> <p>なぜなら徳島県には県を代表する特産品が他にも、鳴門金時・レンコン・ゆず・すだち・阿波番茶等あります。種苗法の一部を改正する法律が国の両議員で可決成立したことから、これらの生産者や関係団体からも、これらの生産者や関係団体からもこの条例に入れるよう要請があってもおかしくありません。あくまでも主要農作物だけの条例にしてください。</p> <p><b>【その他素朴な疑問】</b></p> <p>①この条例に長文の前文は必要ありますか。（徳島県議会から提出されるのでこのようにするのでしょうか。多くの条例は前文がないかわずかなように思いますが・・・）</p> <p>②審査したり申請を受ける項目はありますが、監督したり報告を受けたりする必要はありませんか。</p> <p>③主語の「県は」というのは担当課ですか、第12条だけが知事が行うことですか。</p> <p>④審査を含めて指導・助言を行うためには県（または知事？）が当該職員の育成をしなければならないと思しますので、これについても条文が必要ではないですか。</p> <p>⑤その他、第7条「県は、・・・指定種子生産者ほ場として指定することができる。」とありますが、「県は、指定種子生産者ほ場として指定する。」とするのとどのような違いがありますか。もし、ないのなら後者のほうがよいと思います。</p> <p>⑥最も素朴な疑問ですが、あと何回政策条例検討会議をするのでしょうか。</p>
49	<p>神山町で個人規模で家畜の飼育をしている者です。</p> <p>日本国民が2度と飢える事のないように制定された種子法が廃止され、今度は種苗法が改訂されたことに非常に危機感を感じています。周り</p>

	<p>を見渡しても家畜農家も次々と離農が進んでいる現状があります。海外からの輸入飼料及び飼料となる牧草の種の価格が高騰し、安全性に欠ける種しか購入できない事態になるのは非常に問題です。農家が貧困化し、食料自給率がさらに下がれば、災害・有事等をきっかけに飢餓が起こる事も予想されます。種子条例制定により農業従事者が遺伝子組換えではない安全かつ安価な種を購入でき、個人でも安心して採種、自給ができるような条例になるよう切望致します。</p>
50	<p>①財政措置を「努める」でなく、「講ずる」にしてください。  ②農業支援センターで種子の保存をしっかりとできるようにしてください。  ③審議会の設置を条例に入れてください。</p>
51	<p>遺伝子組換えやゲノム編集作物で種子が流通し栽培されることで、交雑や混入が起きないようにしてほしいです。遺伝子組換え、ゲノム編集を用いての種子生産や種子流通を禁止してほしいです。</p>
52	<p>前文に主要農産物の意義と重要性が述べられており、多様な食文化や伝統を次世代に残す必要性があると書かれていることは大変共感出来ます。「主要農作物等にとって種子が、一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり、優良な種子を安定的に生産することによって、本県の主要農作物等に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する。」となっていて、種子の多様性を守り、県民の安定した食料の確保、地域に根差した伝統食文化を守っていくという内容は素晴らしいと思います。</p> <p>①（定義）第2条 で  （1）主要農作物 稲，大麦，裸麦，小麦及び大豆をいう。  （2）主要農作物等 主要農作物並びにあわ，きび，たかきび，ひえ，しこくびえ，そば，ごうしゅいも及びたであいをいう。  （3）種子 種子及びごうしゅいもの塊茎をいう。</p> <p>と定義されていますが、山間部での高齢化も進み、人口減少においても農業の担い手がおらず、せっかく定義されても失われつつあるので、そこを県の方で早急に対応して頂きたいと思います。</p> <p>②基本理念3条で「県は、主要農作物等のうち、本県における農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に資すると認める品種又は系統について、その種子を、適切に保存するものとする。」となっていますが、安心安全な品質で維持するためには、品質確保の判断基準に加えて、遺伝子組み換えやゲノム編集の種子が混入しないように審査する必要があると思います。</p> <p>③また、種子の保存ということで、県の方でシードバンクを設立して頂きたいです。宜しく申し上げます。</p>
53	<p>第8条（種子の品質確保）については「種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等」に加えて、「遺伝子組み換えやゲノム編集の種子が混入、交雑しないように厳正な審査を行うこと」を追加してほしいと思います。</p>

54	<p>①徳島県の農業及び食の安全に関する審議会もしくは有識者会議の設置を要望します。</p> <p>理由：条例案第1条の目的及び第4条県の責務を遂行し、第5条の種子計画を実行するために、加えて第10条の県民の理解の促進を考えるならば、今の気候危機の中で、多様な知見を共有し、県の農業の将来を見据えた農業や食の安全について討議検討をする公の場が必要です。農業者、消費者 専門家、研究者などで構成される審議会の設置を条例案の中に加えてください。</p> <p>②条例案の前文にある趣旨を反映させるには4条、5条、6条だけでは不十分です。「ジーンバンクの設立する」ことを要望します。</p> <p>種子の多様性を確保するためにも「県立農林水産総合技術支援センター」を活用して世界農業遺産となっているあわ、きび、たかきび、だけでなく、徳島の伝統的在来種の発掘、保存管理をして将来に備え、農家が必要とするとき、貸し出す「ジーンバンク」の仕組みを作ってください。また、徳島で生産されている作物の特性表のデータを蓄積し、できれば現物の冷凍保存してください。この条例案に「ジーンバンクの設立する」と加筆してください。</p>
55	<p>この度、徳島県主要農作物等種子条例が制定される事、県民として喜ばしいことと歓迎します。</p> <p>①今回は種子法にあった主要農作物に加えて伝統野菜が明記されたことは画期的です。県西部の傾斜地農業遺産の野菜が加えられましたが、県内にはその他沢山の貴重な伝統野菜があります。これ迄に失われてしまった品種も多く、伝統種を掘り起こし優良な種子を守っていく必要があります。その他としてもっと多くの伝統野菜を明記してください。</p> <p>②種子の品質確保のために圃場審査や生産物審査に加えて証明書の発行等品質確保ができる様な条例にしてください。</p> <p>③近年の気候変動による災害や感染症のパンデミック等により優良な種子が確保出来なくなることも予測されます。それらに備えて、地域に適した種子を確保する為に、シードバンクの設置を明記してください。</p> <p>④最近、ゲノム編集によるトマトの作付けが認可されました。ゲノム編集の作物が栽培されると種子汚染（花粉による交配）が起こります。安全性に疑問があるゲノム作物が市場に出回る事は危険です。県内での作付け規制等盛り込んでいただきたいです。子どもに食べさせられません。</p> <p>⑤今後、色々な意味で益々農業を取り巻く環境が厳しくなると思います。その時に広く県民の意見が取り入れられる様に、審議会の設置を求めます。農業者、消費者、専門知識を持った研究者等を含めた審議会を望みます。</p> <p>⑥県民の食の安全と安心のためにこの条例が生かされることを期待しますが色々な事を行っていくためには経済的な裏付けが必要です。どうか財政措置を講じるように努めるのではなく講じると言い切ってください。</p> <p>徳島県は大阪の台所と言われるように農業県です。輸出まで見込んだ農業政策にとっても徳島県の優良な種子を守ることは大変意義のある事と考えます。どうかよろしくお願いします。</p>
56	<p>①徳島県でも農業後継者が無く農業を続けられなくなっている農家が少なくないと聞いております。国連では小農、家族農業年を制定し地域に根ざした小規模農業を進めています。この度の条例で後継就農者や新規就農者への人材育成、経済的支援を盛り込んでいただきたいと考えます。</p> <p>②近年農業においてもバイオ技術が駆使され、遺伝子組み換えやゲノム編集された作物が流通する恐れが出てきました。県民に安全な食</p>

	<p>物を確保するために遺伝子組み換えやゲノム編集の種子を規制してほしいと思います。</p> <p>③前述の意見と関連しますが、徳島県が運営するシードバンク、ジーンバンクが必要であると考えます。気候変動や新型コロナパンデミックなど今後どのような事態が起こるかも知れない今、県民の食料確保に万全の備えができる様な良い条例の制定を心より望みます。</p>
57	<p>次世代に繋ぐいのちの元になる作物の種子について、わかりやすく、様々な角度から吟味し、県民と農業従事者の意見を多く取り入れた条例にしていってほしいです。</p>
58	<p>①第11条の財政上の措置は、徳島県の農業を守るために「講ずるよう努めるものとする」でなく「講ずる」にしてください。</p> <p>②安定供給のために他府県との連携が必要だと思います。</p>
59	<p>①ゲノム編集作物は化学物質に解明されていない部分も多く、身体への想定外の影響や副作用が起こる事も心配されます。是非、ゲノム編集作物をお受け入れないことを条例に入れてください。</p> <p>②有識者、生産者、消費者をメンバーに入れた審議会の設置を入れてください。</p> <p>③種子は人類共通の財産です。食料の安全確保のためにも、誠実な種子の保存を条例に入れてください。</p>
60	<p>①財政措置を「努める」ではなく「講ずる」にしてください。</p> <p>②ゲノム編集作物を受け入れない条例にしてください。</p>
61	<p>①農業支援センターで種子を保存をしっかりとできるようにしてください。</p> <p>②財政的措置を「努める」でなく「講ずる」にしてください。</p> <p>③ゲノム編集作物を受入れない条例にしてください。</p> <p>④農業の知識と経験を豊かに持つ者を含めた審議会の設置を条例に追加してください。</p>
62	<p>この度は、素晴らしい条例制定の検討を喜んでいますが、案を拝読いたしました。前文が徳島への郷土愛に溢れ、思いのこもった文章で、まず感動しました。</p> <p>①伝統野菜や在来種についてですが、まず徳島県にどんな種類の伝統野菜や在来種が残っているのか調査や、記録、をちゃんと県がやっているのでしょうか？それをやってから、条例でそれらの種を守れたらよかったかな、と思います。今後、そのようなことをやって、随時発掘した在来種を条例に追加していくことをぜひ検討してほしいです。</p> <p>②優良な種子という言葉の優良というのは、安心や安全も含めて欲しいと考えています。県には食の安心安全の条例もありますが、そちらにも関係して、遺伝子組み換えの種子やゲノム編集の種子は排除してほしいと思います。</p>

	<p>③審議会の設置には、賛成ですが、審議会のメンバーに農業者、消費者、市民団体や各種団体なども含めて欲しいです。消費者の声は間違いなく必要です。</p> <p>④財政的措置を講ずるよう努める、という言葉ではなく、講ずると言い切っただけのといいと思います。</p> <p>全国の半分の道県で種子条例ができていると聞きましたが、まだ半分は出来ていないということです。こんなに迅速に徳島県が条例を作って下さるのは本当に嬉しいです。</p> <p>今後も県民の口にするもの、県民の生きていく土地を守るため、県民の健康の為、県の豊かな生態系の為、県のおいしい水や空気の為、それらすべてを子どもたちに今よりいい状態でお返しできるよう大人は努めなくてははいけません。</p> <p>主要農作物の種子だけにとどまらず、環境保全型の農業をもっと県として推進して、学校給食に利用したり、シードバンクやジーンバンクを作り、保存するような方向への第一歩になりますように。後に続く半分の道県の道しるべになるような県条例をぜひ作ってくださいますようお願いいたします。</p>
63	<p>①財政的措置を「求める」ではなく「講ずる」にしてください。</p> <p>②ゲノム編集作物を受け入れない条例にしてください。</p> <p>今の乳幼児期の子どもたちが将来も安全な食べ物に出会えるようにしてください。</p> <p>③農業の知見を持つ者を含めた審議会の設置を条例に追加してください。</p> <p>未来の日本を考えた時に、農業の知識を考え深める人たちの保障は必要だと思います。</p> <p>④農業支援センターで種子の保存をしっかりとできるようにしてください。</p> <p>保育園でもお米を籾から撒いて、田植え～稲刈り～脱穀～精米の過程を子どもたちと一緒に取り組んでいます。そのお米の種子法も大切に考えて下さった大切なお米です。子どもたち・私たち大人たちが、健康な身体で過ごせるような環境にしていくためにも、安全な食品の保障をお願いします。</p> <p>⑤種子の安全供給に向けて、具体的な連携を教えてください。お願いします。</p>
64 65	<p>種子法による優良な種子の確保の義務が撤廃された今、優良な種子が確保されなくなってしまうと、特に外国資本の企業による種子市場の席卷が予想されます。伴って、遺伝子組換え、ゲノム編集作物の流入、さらには在来品種、登録品種の衰退、消失を憂慮します。つきまして、徳島県主要農作物等種子条例案について、以下の改訂を是非お願いします。</p> <p>①第11条「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」は「必要な財政上の措置を講ずるものとする」として下さい。</p> <p>②前文の「優良な種子」について、遺伝子組換え、ゲノム編集作物を含めない旨を明記して下さい。</p> <p>③農業の知見を持つ者を含めた審議会の設置を条例に追加して下さい。</p> <p>④種子の安定供給に向け、関連府県との具体的な連携を明記して下さい。</p> <p>⑤農業支援センターで種子の保存をしっかりと行えるような条例にして下さい。</p>

66	種子の安定供給に向け、関連都道府県との具体的な連携を明記してください。
67	徳島県主要農作物等種子条例（案）は「優良な種子」の定義がないので、遺伝子組換え・ゲノム編集の種を受け入れないで下さい。
68	商業に種子保存は採算性が合わなければできないので頼れません。遺伝子組換えゲノム編集の種子が増える中、通常の水田の雑草でさえ純粋性が危ぶまれます。主要穀類、野菜類はもちろん、理想的には雑草の種も今後の品種改良、かけ合わせに必要となりそうなもの、また民間薬として利用されている雑草なども種子保存すべきと思います。国の農業を海外にコントロールされるようになっては大変です。
69	<p>2018年に主要農作物種子法が廃止された後、徳島県の種子生産事業においては種子生産要綱に基づき行われてきた経緯があるが、この度、主要農作物等種子条例を制定することとなり、『県民の食料安全保障の根幹である主要農作物等の種子生産事業』に真摯に取り組む県の姿勢に心から敬意を評します。</p> <p>条例案の前文に、主要農作物種子であるイネ、麦、大豆の種子生産に限らず、『県内に在来種として受け継がれているあわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、蕎麦といった雑穀類に加え、ごうしゅいもや、伝統産業として栽培される藍作』を種子条例に取り入れ、『農業の振興と関連産業の発展及び文化の継承に寄与する』と定義づけされたことについては、在来種等を支える豊かな地域農業の発展に寄与できるものとしてその柱となる県の農政の意気込みと責任を感じることができます。法的安定性を持つ条例制定は、徳島県内で従事する生産者および種子生産関連団体等が、持続・永続的に地域の財産である主要農作物等の種子を守り、安心して農業を続けられる礎そのものです。是非とも、地域にあった多種多様な作物をしっかりと県が保護、管理していただきたいことを望みます。</p> <p>①条例第3条(基本理念)2について</p> <p>昨今、自然災害は、気象変動というファクターに大きく左右され、これらの影響によって種子の供給が滞ることが問題になると思われませんが、更に県が奨励しない他の品種との交雑や種子の流通の国際化に伴って、多様な種子の供給が不安定になる恐れもあることを把握して策定をしていただきたいと思います。</p> <p>②条例第4条(県の責務)について</p> <p>その1 県の管轄で種子の保存と管理を行うこと。仮に、知的財産権の侵害で訴えられる場合が起きた場合でも、種苗法で用いられる特性表の判定でも対応できるように、種子のデータ、生育時の特徴等、種子種苗の知見を管理することを徹底してもらいたいと考えます。</p> <p>その2 たとえ民間事業者からの技術等の知見の提供が求められたときであっても、条例に含まれる種子種苗については、その知財権は県が保有し、県が責任を持って種子生産事業を行うための、種子の知見および人材を含めその技術等は、みだりにバイオメジャー等の民間事業に無償提供、譲渡を認めないこと等、規定内容の詳細を求めます。</p> <p>その3 (審議会の設置)以上のことに関連して、県条例の条文として、審議会設置を加えていただきたいと思います。民間事業者からの要求があった場合については審議会等有識者、農業従事者を交えた会議で精査し、県議会での承認を要することを求めます。</p> <p>③規定の詳細内容の表記について</p> <p>種子法撤廃で、民間企業に種子の権利を握られてしまう事に強い不安を抱いています。県として、地域に適した種子を守り、改良していく道を確保する</p>

為に、この条例策定は大変重要だと考えます。

その1 県固有の伝統野菜の種子を守る為と、地域に合った作物にする為に自家採種する意欲ある農家の努力を守る為、毎年高くなる野菜の種子とF1化から農家を守り、就農者に更なる経済的負担がかからないよう、条例もしくは要綱の中でしっかりと種子の価格についての規定を設けてもらいたいです。

その2 また、県が指定した奨励品種においては、「徳島県の開発した登録育種」であるならば、翌年用に自家増殖ができることを条例で定めてもらいたいです。その理由は、今国会で、「収穫物を自己の農業経営において更に種苗」する農業者の自家増殖を認めた種苗法第21条が全面削除されたためです。地方自治体の農業者への経済的負担を軽減する必要が求められます。

#### ④遺伝子組換え作物およびゲノム編集作物について

徳島県には、早くに食の安全安心推進条例が制定されており、県民の食と健康を守る体制があると理解しています。今般、国会で種苗法の一部改正が通り、矢継ぎ早に、ゲノム編集された新品種が認可されたが、徳島県では、このような遺伝子レベル、ゲノムレベルで開発された種子を農家、一般家庭を問わず栽培しないように求めます。従来通りの多様な農法で行われている農業形態の中には、有機栽培や自然栽培といった生物多様性に適したものが多くあります。そのような栽培方法で自然環境と共生している形態を壊すことのないようにお願いします。

遺伝子組み換え種子等が、農薬とセット販売となる近い将来がみえてきますが、少しでも私たち県民の口に入れられない方法として、ゲノムや遺伝子組み換え食品の分別・不分別を含めた表示義務規定を設けてください。(種子の生産地、名前を表示の義務化など)。県に存在する複数の条例(この場合、種子条例と食の安全安心推進条例)が同調する内容にしてください。

#### ⑤条例第11条(財政上の措置)について

種子法が廃止され、特定財源から、地方交付税の一般財源に切り替わることを踏まえ、県内で供給される基礎食料のコメ、麦、大豆の主要農作物種子の開発と改良にかかる原資は、県の農業政策として確実に担保すべき県が維持してきた種子の知見は、県民の財産であることを定義づけ、県が今後も守っていくためにも、財政的措置は堅固であるべきと考えます。よって、勤めるのではなく、必要な財政上の措置を講ずることを約束した条文にしてください。

#### ⑥その他 (県によるシードバンクの設置)

条例案では、本県の農業振興および関連産業ならびに文化継承に資する品種・系統について適切な種子の保存という文言が付加されました。

これを受け、県によるシードバンク設立を求めます。伝統的作物や在来種の掘り起こし調査、遺伝資源としての維持・保存・保護を図り、自家採取の奨励、種子の民間企業への遺伝情報の流出防止の措置を講ずるよう求めます。

県にとって、本来の種子法に則した種子条例を制定することが第一の主眼と思いますが、種苗法が改正されたことにより、在来種等の種子のデータ化は重要項目の一つです。種子条例で保護する意味は大きいと思います。藍作も盛り込んだ全国でも独特の条例案なので、ぜひ、世界農業遺産と守られている在来種等のシードバンクを設置していただきたいと考えます。

また、今回のパブリックコメントで出された多くの意見、提言の中には、具体的な施策に関するもの、もしくは、農業全般に関わるものもあると思います。どうぞ今後の施策立案の参考意見として県担当部局に情報提供をお願いしたいと思います。